

令和8年度京都御苑配水管改修設計業務
特記仕様書

1. 件名

令和8年度京都御苑配水管改修設計業務

2. 適用

(1) この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

(2) この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

京都御苑では、苑内に埋設された給排水管が整備後40～50年以上経過しており、老朽化に伴う漏水や故障等が発生していることから、京都御苑施設整備基本計画（令和3年3月）の整備・改修計画（基盤施設の対策）の取り組みとして、老朽管路等の計画的な改修・更新を行うこととしている。

本業務は、乾御門及び今出川口系統の配水管の改修設計を行う。

4. 用途地域等

項目	内容
区分	国民公園
都市計画区域	都市計画区域内
市街化区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
防火地域	法22条区域
その他地域	周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m第1種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域）

5. 業務の内容

対象範囲：京都御苑 配水管2系統 1,340m

対象施設：別紙1,2のとおり

設計内容：開削工法 小口径（呼び径）350 mm以下 布設替詳細設計

設計条件：次のとおり

- 管径：床付け深さ一定（2.0m 未満） 呼び径 100mm 以下
- 管路延長：1,200～1,400 未満
- 地域環境：主として郊外又は住宅数少量
- 道路幅員：広い
- 埋設物：なし
- 土質：－
- 工事案件数：1
- 仮設配管：あり（L 布設替路線全延長 1,340m＝ \varnothing 仮設配管を必要とする布設替路線延長 1,340m）
- 土工事：あり

（1）現地調査

「現地調査」は、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会いを含み、測量、土質、試掘の調査は含まない。

（2）図面作成

「図面作成」は、位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図、撤去図等）、構造図及び法令協議等に必要図面及び工事仕様書とする。なお、現地踏査により新たに把握した施設等がある場合は適切に反映させること。

（3）数量計算

「数量計算」は、工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

（4）工事費内訳書の作成

「自然公園等工事内訳書標準書式」（平成 29 年）及び共通仕様書により設計内訳表、単価表、見積比較表等を作成し、工事費の算出を行う。

各単価表に用いた積算根拠を明示し、各積算基準の写しを添付すること。

材料単価等の根拠として物価資料等を用いる場合は最新（報告書作成時）のものを用い、写しを添付すること。工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3 者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、異常値（平均±30%以上の値）を除いた平均価格を採用する。

（5）審査

「審査」は、基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査とする。

（6）報告書作成

業務の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

（7）設計協議

業務開始時 1 回、中間打合せ 2 回、最終打合せ 1 回、計 4 回実施する。

6. 業務履行期限

契約締結日 ～ 令和 8 年 8 月 24 日（月）まで

7. 成果物

紙媒体：報告書 2部

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省京都御苑管理事務所庭園科

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて次の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。
 - ・令和2年度京都御苑施設整備基本計画策定業務報告書（令和3年3月）
 - ・令和3年度京都御苑構内敷地調査業務報告書（令和3年12月）資料閲覧を希望する者は、入札説明書の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。
ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各資料における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

<対象施設>

屋外給水管（上水）

No.	引込箇所	概略延長	規格等	当初整備年
3	乾御門（水栓番号 90）	140m	HIP40、75 他	昭和 62 年
4	今出川口（水栓番号 28）	1,200m	HIP40、75 他	昭和 62 年